

「伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例（案）」概要

この条例は、私たちの暮らしや豊かな自然環境を守りながら、再生可能エネルギーである太陽光発電とどう向き合っていくかを定めた重要なルールです。ぜひ内容をご確認いただき、皆様の声をお聞かせください。

1. なぜ今、この条例が必要なのか？

近年、環境にやさしい再生可能エネルギーへの関心が高まり、市内でも太陽光発電施設の設置が増えています。一方で、施設の設置に伴う景観や防災、生活環境への影響について、事業者と地域住民の皆様との間で、次のような課題が生じるケースが全国的に見られます。

- ・ 景観への影響：美しい里山の風景が、太陽光パネルで覆われてしまう。
- ・ 防災上の懸念：造成地の管理が不十分な場合、大雨による土砂災害のリスクが高まる。
- ・ 生活環境への影響：パネルの反射光が眩しい、除草剤が周辺の農地に影響するのではないか、といった不安。
- ・ 事業者との関係：事前の説明が不十分なまま工事が始まり、地域住民との間でトラブルに発展する。
- ・ 将来への不安：事業が終了した後、施設が放置され、将来にわたって環境や景観に悪影響を及ぼすのではないか。

伊賀市においても、こうした課題を未然に防ぎ、市民の皆様が安心して暮らせる環境を守るために、事業者と地域がしっかりと話し合い、合意の上で事業を進めるための明確なルールが必要であると考え、この条例（案）を策定しました。

2. 条例（案）のポイント

この条例（案）がどのような仕組みで、私たちの暮らしを守ろうとしているのか、条文に沿って詳しくご説明します。

（１）どんな事業が対象になるのか？（第３条関係）

この条例のルールが適用されるのは、出力１０kW以上の事業用の太陽光発電施設です。

出力１０kWは、一般的に「産業用（事業用）」と「家庭用」を分ける目安とされています。ご家庭の屋根に設置するような比較的小規模なものは対象とせず、地域への影響が大きいと考えられる事業用の施設を対象としています。

悪質なケースでは、条例の対象にならないよう、一つの大きな事業を小さな事業に分割して申請することが考えられます。これを防ぐため、隣接する土地で同じ事業者（またはその関係者）が事業を行う場合は、それらの出力を合計して１０kW以上になれば対象とする「合算ルール」を設けています。

《対象外となる主なケース》

以下の施設は、この条例の対象外となります。

- ・ 建物の屋根、屋上、壁面に設置するもの
- ・ 国や市、県などが公共目的で設置・管理するもの

（２）事業者の「４つの大きな責任」（第５条関係）

事業を計画する事業者に対して、計画段階から事業終了後まで、長期にわたる責任を明確に定めています。

①法令等を守る責任

国の法律や県の条例、そしてこの市の条例など、関連する全ての法令等を守らなければなりません。

②地域と向き合う責任

事業内容や安全対策、環境への影響などについて、地域住民の皆様へ誠実かつ丁寧に説明し、対話を通じて良好な関係を築くよう努めなければなりません。一方的な説明で終わらせることは許されません。

③安全に管理する責任

施設の運用開始後も、設備の定期的な点検や敷地内の除草など、適切な管理を継続しなければなりません。また、台風や地震などの災害時や事故発生時には、迅速に対応し、地域へ正確な情報提供を行うことが求められます。

④将来にわたる責任

事業の計画段階から、数十年後の施設の撤去や廃棄のことまで見据えた、長期的な計画を立てなければなりません。これにより、将来、施設が放置されて「負の遺産」となることを防ぎます。

（３）地域住民の意見を反映させるための手続きの流れ（第６条～第８条関係）

この条例の最も重要な部分です。事業者が一方的に計画を進めることがないように、透明性の高い手続きを定めています。事業者は三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの手続きに加え、次の手続きを踏む必要があります。

【１】市への事前相談と協議（第６条）

事業者は、地域住民への説明会を開く６０日前までに、事業計画を市に提出し、協議しなければなりません。市はこの段階で計画内容を把握し、条例の趣旨に沿っているか、説明会で何を重点的に説明すべきかなどを事業者と調整します。

↓

【２】地域住民への説明会の開催（第７条）

事業者は、事業予定地周辺の住民の皆様を対象に「住民説明会」を開催する義務があります。

- ・ 開催の周知：開催日の１４日前までに、対象となる住民の皆様へ通知します。
- ・ 説明内容：事業計画の概要だけでなく、防災対策、景観への配慮、工事中の騒音・振動対策、事業終了後の撤去計画など、規則で定める詳細な事項を説明します。
- ・ 意見交換の保証：住民の皆様が自由に質問や意見を述べる時間を十分に確保し、その一つひとつに誠実に回答することが義務付けられます。

↓

【３】話し合い内容の「見える化」（第８条）

事業者は、説明会でどのような意見や質問が出され、それにどう回答したかを「結果報告書」として取りまとめ、市長に提出します。市長は、個人情報等に配慮した上で、その報告書を市のホームページなどで公表します。これにより、誰でも話し合いの経過を確認できます。

↓

【４】住民による内容のチェック機能（第８条）

公表された報告書の内容が「説明会での発言と違う」など、事実と異なると感じた場合、住民は公表から３０日以内に、市と事業者はその旨を申し出ることができます。市は必要に応じて、事業者追加の説明や資料提出を求めることができ、手続きの公正さを担保します。

（４）条例の実効性を確保するための市の役割（第４条、第９条、第１０条）

市は、条例の効果が確保されるよう、以下の役割を担います。

- ・ 行政として（第４条）：市民の皆様からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。
- ・ 厳格な対応（第９条・第１０条）

指導・助言：事業者が手続きを怠るなど、条例を守らない場合に、ルールに従うよう指導や助言を行います。

勧告：指導や助言をしても従わない事業者には、期限を定める必要な措置を講じるよう、より強く求める「勧告」を行います。

事業者名の公表：勧告に正当な理由なく従わない悪質な事業者については、事業者名、代表者名、勧告内容を公表します。これは、事業者の社会的信用に関わる厳しい措置であり、条例遵守を促すための「最後の手段」です。

３．条例施行規則で定める詳細事項

○事前協議（説明会開催の６０日前）（第６条）

- ・ 事前協議届出書、添付書類：位置図、事業計画図、公図（写）、太陽光発電施設設置計画図、現況写真、維持管理計画書、撤去及び廃棄に関する計画書など

○説明会の開催（第7条）

(1) 自治会などへの説明会開催範囲（事業地境界線からの水平距離）

- ①太陽光発電施設の合計出力が50kw未満 100m以内
- ②太陽光発電施設の出力合計が50kw以上 300m以内
- ③太陽光発電施設設置事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業（環境アセスメント（環境影響評価）を実施する事業）に該当する場合 1km以内

※土地、建物の所有者及び利用者は事業地に隣接している者が対象

(2) 説明会で説明しなければならない事項

- ①事業の目的、規模、位置、工程
- ②土地造成、排水及び法面等の防災対策、工事車両の動線及び安全対策
- ③反射光、騒音、景観、自然環境（森林、水系、生態系等）への配慮
- ④維持管理計画（点検、除草作業等、廃棄物及び太陽光パネル交換時の対応を含む。）
- ⑤事故及び災害時の連絡体制、停止措置、復旧方針
- ⑥苦情及び相談窓口（責任者名、連絡先、対応時間等）
- ⑦廃止、撤去及び原状回復の方針（概算費用、資金計画、方法、時期の考え方等）

○結果報告（第8条）

説明会結果報告書（様式）及び添付書類の指定（説明書類など）